

## 【象牙取引規制に関する有識者会議】

### 『議事録』

令和2年1月28日（火）

11時35分～12時19分

○松崎政策調整担当部長 ただいまから、第1回象牙取引規制に関する有識者会議を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

会議の事務局を担当しております、政策企画局政策調整部政策調整担当部長の松崎でございます。座長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以降、着座にて失礼いたします。

まず初めに、会議の公開について御説明いたします。本日の会議の様子は、都のホームページ上でインターネット中継により配信されております。また、本日の会議資料、議事録、中継画像につきましては、後日、ホームページ上に公開してまいります。

会議の進行は、ペーパーレスで行います。表示の操作は担当の者が行いますので、皆様におかれましては、タブレットに御注目をいただければと思います。

本日は、知事の出席をいただいております。開会に当たりまして、小池知事より御挨拶申し上げます。

○小池知事 皆様、おはようございます。本日は貴重なお時間を頂戴いたしまして、象牙取引規制に関する有識者会議、第1回を開催するに当たり、御出席賜りましてまことにありがとうございます。着座にて失礼いたします。

さて、東京2020大会の開催まで残すところあと178日となりまして、半年を切っている状況でございます。世界がスポーツの祭典に注目をすると、東京に注目をするというところでございますけれども、一方で、さまざまな文化の面や、日本のあり方、東京のあり方などなど、いろいろな点で注目がされるところかと思っております。

お集まりいただきましたのは、国際的にも関心が高いとされます象牙取引の規制に関して、都としての検討を開始するというところでございます。

希少野生生物の保護でございますが、生息国、国際取引の中継国、そしてまた消費国なども含めまして、それぞれが主体となって、さらにこれがグローバルな問題だという点で関心が集まっているところでございます。

そして、東京は日本の経済活動の拠点でございます、象牙を含めまして、さまざまな物、サービスの一大消費地であることは言うまでもございません。そして、東京は2020大会開催都市の責務といたしまして、この問題に向き合って、対策を検討する必要があると、このように考えております。

ちなみに受動喫煙などもそうでありまして、WHOであるとか、IOCなどなど、これらのさまざまなルールづくりなど、ホストシティだからこそ取り組むべきという課題が幾つかございまして、さまざま、国、そして都、法律であったり、条例であったり、形は異なりますけれども、ホストシティとしての意思と、そしてまた、あるべき姿ということを都

民の皆様方と考えながら進めていくという、この段取りをこれまでも進めてまいりました。

そして、ちょっとこちらをごらんいただきたいんですけども、私、伊藤若冲という江戸中期の画家が大好きなんです。これが一番有名な象の絵なんでございますけれども、プライスさんという、プライス美術館に所蔵されて、日本が買い戻したかないかという状況でございます。ここに象が描かれていて、タイルのように、四角でちよっちょっちょっ点描のように描かれている手法でも有名なんです。江戸の中期に、日本に象はいなかった。それを想像の動物として、このように描いたという点でも、大変興味深い作品の一つ、代表的な作品でございます。

ということは、日本に象はいなかったということでございまして、そして、動物園などに、象の花子とか知られるようになって、持ち込まれて、そして、そこで先日も、今、この象牙取引のことで話題になっている、オリンピックに来た方々、インバウンドの人々が象牙を買って帰るんじゃないかという話で、その点が問題になっているわけでもございます。

びっくりしたのが、先日、日本国内の動物園の元職員が、象牙を不法に海外に持ち出そうとした事例が現実起こったということでございます。象牙丸々1本の登録、届け出等々、これまでもさまざまな規制があるわけでもございますけれども、それそのものに、今回の報道によれば、そのものずばりのことを行ってしまったというわけでもございます。こういった事例も防止していかなければなりません。

そして、国の法律があるわけでもございますけれども、今回、東京都として、この取り組みを行う、有識者会議を開くということを発表したところ、小泉環境大臣も設置を歓迎しておられるということで、そういう立場を表明されておられます。都も、国と協調できるところは協調しながら、国際都市としての責務を果たすために、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

ぜひ、皆様方の御意見、そしてあるべき姿について御議論いただければと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○松崎政策調整担当部長 ありがとうございます。

続きまして、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。資料1、委員名簿の順に御紹介いたしますので、お一人ずつ御発言をお願いいたします。

共同通信社、編集委員・論説委員の井田徹治委員です。

○井田委員 よろしくお願ひいたします。共同通信社で環境問題を30年ほど取材しております、小池知事にもだいぶお世話になりました。よろしくお願ひいたします。

○松崎政策調整担当部長 フリーアナウンサーの木佐彩子委員でございます。

○木佐委員 どうぞよろしくお願ひいたします。昔、フジテレビで働いておりました。

既に控室で、皆さんすごい熱い議論をなさっていて、何かすごい熱量を感じているんですけども、私はどちらかというと、一消費者、一都民として何かできることはないかなと思って、きょうは逆にいろいろ質問させていただいたり、お勉強させていただきたいと

思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 続きまして、上智大学法学部・法科大学院、教授の北村喜宣委員でございます。

○北村委員 上智大学の北村でございます。

大学では、環境法を教えております。また、個人的な研究関心として、国と地方公共団体が、いかなるパートナーシップを持って公共施策を推進し、結果として国益に資するのかと。こういう観点から、最近、研究をしております。よろしくお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 続きまして、学習院大学法学部、教授の阪口功委員でございます。

○阪口委員 学習院大学の阪口です。

私は、専門は地球環境ガバナンスなのですが、最近漁業の問題もよくやっているんですけど、古くは象牙取引問題、まさしく長年研究をさせていただきまして、アフリカにも何度か、ジンバブエ、ケニア等を訪問させていただいております。そういう関係で、何かこの有識者会議のお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 続きまして、WWF ジャパン、シニアディレクターの東梅貞義委員でございます。

○東梅委員 WWF ジャパンの東梅と申します。よろしくお願いいたします。

私ども、国際環境団体です。国際環境問題にリーダーシップをとっていただける方と、ぜひ一緒にしたいと思っております。

今回の有識者のテーマというのが象牙取引になっていますけれども、本質は違法野生生物取引であり、かつ、これは国際犯罪、組織的犯罪によって行われることに対して、いかにグローバルシティがリーダーシップを発揮するかということだと思っております。

なぜかと申しますと、これは遠い国の現場で生き物が殺されているというよりは、それが収入となる、犯罪組織の収入となる、そのために、一つは金融機関がこの金融の流れをストップできるのか、国際金融シティである東京というのが、本当に銀行という関係者、規制当局も含めて、お金が違法な野生生物のものに流れていかないというところにリーダーシップを発揮できる、そういう方々が集まれるのかどうかというところが一つあると思っております。もう一つ、リーダーシップが日本であり、かつグローバルシティというところで求められると思っております。

小池知事もおっしゃったように、東京には人と物が流れてきます。そのときに、物を動かしている航空会社、それから海運会社、それから空港、それから港湾の方々が、違法なものを入れない、そのために情報が、緊急な情報もすぐ共有できる。一方、それが国の関係当局、取り締まるべき当局にすぐ通報されるということで、安全なスペースとして機能するという、非常に大事な役割を担っておられるのが東京都だと思っております。

そういう意味で、象牙を規制するということから始まりますけれども、世界的な犯罪問題である、この希少野生生物取引に、ぜひグローバルシティとしてどんな役割があるのかというところに、議論に参加、貢献できたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 ありがとうございます。

関東学院大学経済学部、教授の中泉拓也委員でございます。

○中泉委員 関東学院大学経済学部の中泉と申します。よろしくお願いいたします。

専門は規制の経済学、特にインセンティブを使っていかに規制を守らせるかみたいなことを研究しております。特にここでは環境規制とか環境政策について、政策評価も含めて研究しております。

経済学者は1人なので、経済学者として一言申し上げたいのは、やはり特に市場を閉鎖するという議論が世界的にも強いわけですが、日本の場合、残念ながら実需の問題があると。そのときに市場を安易に閉鎖してしまいますと、その実需の分がやっぱりアングラマーケットですとか、ブラックマーケットに流れてしまうという問題がございます。そうすると、むしろ密猟ですとか、違法取引がむしろ禁止しにくいということがございますので、市場を閉鎖するよりも、いかに市場の透明性を高めて、情報提供ですとか、普及啓発活動で促進するか。そして、やっぱり一番の問題は需要です。ですので、悪いのは市場ではなくて需要ですので、その需要をいかにコントロールしていくかということが一番大きな課題ではないかと思えます。

当然、健全な業者がほとんどでありますので、そういう健全な業者の皆様の協力をぜひいただいて、可能な限り、最近、SDGsがどこでも非常に重要な課題になっておりますけれども、その中でもサステナブルにこういう政策を維持可能にしていければいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 続きまして、TRAFFIC、プログラムオフィサーの西野亮子委員でございます。

○西野委員 よろしく申し上げます。

私は、野生生物の取引についてフォーカスをして、調査・モニタリングをしています国際NGOに所属して活動しております。西野亮子と申します。よろしくお願いいたします。

TRAFFICでは、各国にあります、世界にあるオフィスのスタッフと連携をして、取引によって野生生物の存続が脅かされないようにということで、調査・モニタリングをした結果から、市場のそういった取引がきちんと管理されているか、規制がきちんとなされているかといったところを監視・モニタリングをして、政策提言を行っております。

特に象牙の取引におきましては、やはり需要が一番大きな中国のオフィスでとても力を入れて頑張っております。長年、実店舗の調査やオンラインの取引の調査なんかも実施しております。そのほか、2017年以降は、こういった国際状況を踏まえまして、アフリカですとか、ベトナム、香港などといった、あとアメリカなどといった国でも調査を実

施しております、私たち、日本でも、日本の市場の動向について調査を実施しております。

今回、その調査の結果は資料でも準備して御用意させていただいておりますが、そういった私たちの調査の中から一つ日本の市場で見えてきたところとしましては、やはりそういった違法な輸出につながるような、国内での販売状況というのを確認しております。さらには、実際にも海外で押収された違法な取引の輸出元が日本であったというデータも実際に、明らかになって確認されておりますので、そういった中でも、まだ近年、2019年になっての間でも、国内外での違法取引というのが、まだまだやんでおりませんので、日本国内における懸念というの、まだ変わらずに懸念があるというふうに考えております。

そして、さらに最近の動向としましては、やはり中国で取引が停止になったことによって、先ほど小池都知事もおっしゃっていましたように、中国の方が渡航先で象牙を購入されて中国に持ち帰るといったところが増加しているというふうに見ております。さらにもう一つ、中国の近隣の周辺の国、ベトナムですとかミャンマー、ラオスといったところでの違法取引や市場の拡大というのが確認されておりますので、先ほども御紹介にあったような、ラオス国籍の方が持ち出そうとしたというような事例は、大変今、憂慮すべき状態にあるというふうに考えております。

私のほうからは、そういった実施している活動の中で見ている調査の結果など、そういった情報を皆様と共有しながら、尽力できればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 続きます、横浜国立大学環境情報研究院自然環境と情報部門、教授の松田裕之委員でございます。

○松田委員 松田と申します。生態学をやっております。

何度か、この議論のときに聞き取りにいらしていただいたんですけども、そのとき私は、私自身は、象牙取引賛成です。むしろ違法な取引を起こさせないためには、合法的な取引が重要であると。先ほど中泉委員もおっしゃっていたと思いますけども、私はそう思っております。

しかし、それをこの場で議論する場合に、当然、オリンピックのときは違法な持ち出しがあってははいけません。そういう意味では、違法取引規制ならば私はいいい。でも、取引自身の規制を最初から名称にうたっていただくのは、ちょっとおかしいのではないかというふうに最初は申したんですけども、結局、実はこういう議論を対等な立場でやる場ではここはありませんとまで言われてしまったので、ちょっと私は非常にアウェー感を持っております。本当にそれでいいのかということですね。

先ほど中国の市場閉鎖というお話がありました。中国は、そういうとき決断は早いです。今回も、新型肺炎のときに、すぐに閉鎖するというようなことができます。それが日本で果たしてできるかということも考えていただきたい。

そういうことを議論する上では、丁寧に、ここの場に象牙の事業者も、あるいは少なくとも象牙の専門家、象牙文化の専門家の委員が入って議論をするというのが、私は本来の

姿ではないかなと思って、大変残念に思っています。

以上です。

○松崎政策調整担当部長 以上、8名の委員の方により会議を進めてまいります。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、資料2、設置要綱をごらんください。

第1条の目的です。象牙取引規制に関する有識者会議は、象牙取引に関する国際的な関心の高まりを受け、国際都市である東京がなすべき対策を検討することを目的としております。

第2条、所掌事項。(1)都内の象牙取引の実態把握及び国内の象牙取引規制の検証に関すること。(2)象牙取引の適正化等に向けた都の対策に関すること。(3)その他必要な事項に関すること。としております。

第3条、組織でございます。会議の委員は、資料1のとおりでございます。また、座長につきましては、後ほど互選をいただきたいと存じます。

第4条の招集等といたしまして、会の招集は座長の権限によるものとし、座長は委員のほか必要に応じて委員以外の者を会議へ出席させ、意見を求めることができます。

第5条、会議の公開等の扱いですが、会議、会議資料、議事録につきましては、原則公開とさせていただきます、座長が認めるときは全部または一部を非公開とすることができます。

続きまして、座長を選任いたします。設置要綱第3条に基づき、委員の皆様の互選により座長を選出いただきたいと存じます。

座長につきましては、学習院大学法学部、教授の阪口功委員にお願いしたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○松崎政策調整担当部長 それでは、阪口委員に座長をお願いしたいと存じます。

阪口座長から、御就任の挨拶をお願いいたします。

○阪口座長 ただいま座長を拝命いたしました。

象牙の問題は、まさに国境を越えたグローバルな環境問題です。昨今のワシントン条約締約国会議での議論を初め、諸外国から日本の象牙市場のあり方やその姿勢が問われています。これを政府や政治家のせいにするのは簡単です。しかし、国策は国民の考えと表裏一体であり、また、象牙を消費するということは、NGO、企業、市民といったさまざまなアクターにかかわる問題です。

今回、東京都という自治体が新たなアクターとしてこの問題を取り上げ、その対応を進めるということは、地球規模の環境問題を考える上でもとても重要な第一歩であると思います。

具体的な検討はこれからとなりますが、円滑な会の運営に努め、ぜひとも建設的な議論を進展させていきたいと思ひます。委員の皆様におかれましては、オープンマインドの精神で議論に参加していただければ幸いです。何とぞ御協力のほどよろしくお願ひいたしま

す。

○松崎政策調整担当部長 ありがとうございます。

それでは、これより会議の進行は阪口座長にお願いしたいと存じます。座長、よろしくお願ひいたします。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、議論のほうを進めていきたいと思いますが、まず、本日の議事、象牙取引規制における現状について、事務局より資料を用意しておりますので、説明をお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 それでは、事務局から御説明させていただきます。時間の関係もございますので、要点に絞って御説明を申し上げます。

本日は、今後の議論の材料とするため、基礎資料を用意しております。国際、国内、都内情勢の三つのパートに分けて御説明いたします。

まず、国際情勢のパートです。

1-1は、ワシントン条約の概要です。条約では希少動植物の国際間での取引ルールを定めており、絶滅のおそれの度合いに応じて附属書ⅠからⅢのそれぞれに分類されています。

象は大きくアジアゾウとアフリカゾウに分類されますが、アフリカ南部の4カ国を除いて全て附属書Ⅰに掲載され、ほぼ全ての象牙の輸出入が事実上禁止されています。

アジアゾウ、アフリカゾウの附属書掲載の経緯をまとめてございます。アジアゾウは条約発効の当初から附属書Ⅰに分類され、国際間取引が規制されています。アフリカゾウは1989年に附属書Ⅰに分類され、その後、南部アフリカ4カ国の象は附属書Ⅱにダウリストされますが、取引には厳しい条件が課され、実質的には国際間取引はほとんどできなくなっています。

1-2は、象の個体数についてです。ここ40年ほどで大きく個体数は減少したと言われており、いわゆるレッドリストを見ると、南部アフリカを除き、絶滅危惧種やそれに準ずる応急種に分類されております。

ワシントン条約で国際取引が禁止された後の個体数の推移です。エリア別に見ると、南部アフリカは比較的安定的に推移していますが、他のエリアでは低水準のまま、もしくは減少傾向にございます。

1-3は、密猟の推移です。前のスライドでお示した個体数の減少の背景として、密猟の問題が挙げられます。グラフは象の死亡報告数に占める密猟の割合ですが、ここ20年ほど密猟の割合が高水準で推移し、直近10年も半数以上が密猟による死亡と報告されています。エリア別に見ると、特に個体数の減少が著しい中央アフリカ、西部アフリカにおける密猟の割合が非常に高い特徴があります。

1-4は、違法取引の推移です。密猟とあわせて問題視されているのが違法な輸出入の問題で、特にここ10年ほど、違法取引による押収の報告が極めて高い状況が続いております。

1－5は、昨今の諸外国の動きです。近年、密猟や違法取引の件数が高どまりしていることを受け、2016年の国際会議COP17において、密猟等に関与する国内市場の閉鎖が決議されました。このCOP17での決議は現在も継続する基本的な考え方になりますので、該当部分の詳細を資料として提示いたしております。

こうした背景の中、各国も国内市場の閉鎖に舵を切りつつあります。アメリカ、中国を初め、香港、イギリス、シンガポールなど象牙の消費国、中継国では、取引禁止の動きが拡大しています。

昨年の国際会議、COP18では前回に続き各国の国内市場のあり方が議論になり、結果、日本を初め市場を維持する国は、それが密猟等に関与していないことを徹底するための説明責任が課されています。次回ワシントン条約の常設委員会はことし10月に予定されており、それに向けた報告が求められております。

以上、国際的な動きでした。次は国内の動きを確認いたします。

資料2－1は、国内で使われている象牙製品と輸入量の推移をお示ししています。国内では、象牙は印鑑を初め美術品、工芸品など、さまざまな文化や産業に使われております。都では江戸象牙がいわゆる伝統工芸品として指定されております。

これら象牙製品は過去の輸入由来の象牙によるもので、未加工の象牙、加工象牙ともに、1970年から80年代に相当量の輸入がなされました。高度成長期に大きく国内での需要が伸びたことが背景にあるとされています。

資料2－2は、その後の国内市場の傾向をお示ししています。ワシントン条約で国際間取引が禁止された1989年当時と比べ、四半世紀のうちに市場規模は約10分の1まで縮小されたと言われております。また、ここ数年のうち、楽天、イオン、メルカリ、ヤフーなど、業界大手の企業でも象牙取引の中止の動きがあり、市場規模は一層縮小する可能性があります。

資料2－3では、現行の取引規制の内容をお示ししています。国内法では、いわゆる種の保存法により取引規制がなされています。全形の象牙は1本ごとの登録、カットピースや製品を取り扱うには事業者としての登録が義務づけられています。昨今の法改正で、より規制内容が引き上げられており、その内容を赤字でお示ししております。

資料2－4は、日本の基本的なスタンスをお示ししております。国内での象牙取引が認められていることの背景として、種の存続に影響のない範囲で商取引を行うことは、その経済的利益が現地の生態系の保全や地域社会の発展に貢献するという考え方です。これはワシントン条約に掲げる基本的な理念でもあります。また、国内市場は法で厳格に管理されているとともに、近年、大規模な密輸事例などは確認されていないことから、国際社会で問題視されている密猟や違法取引の問題には関与していないというのが国の見解でございます。

資料2－5では、国内の取引制度に関する主要な論点をまとめております。譲渡を伴わない、つまり単純な個人所有の全形象牙が登録の対象外であるほか、国外への違法持ち出しによる押収事例の報告など、その管理内容については国会審議等の場においても議論がなされているところです。

資料2－6は、日本と諸外国との違法輸出入による押収事例を掲載しております。ワシントン条約事務局が設立したデータベースによれば、2011年から16年の6年間で2.

4トンの摘発事例が報告されており、そのほとんどが中国向けのものでされております。

一方、日本への輸入量は6年間で20件、43キログラムほどと、輸出に比べて極めて少ないのが特徴です。このうちアフリカ諸国からの輸入は、ナイジェリアから2件、ジンバブエの2件にとどまっております。

資料2-7は、こうした日本の国内市場に対する要請活動の例をお示ししております。WWFのほかアフリカ32カ国で構成されるアフリカゾウ連合、その他さまざまなNGO等からも国内の規制内容に対する検証や見直しを求める声、あるいは、そもそも市場閉鎖すべきといった意見がございます。また、東京都に対しましても、ニューヨークのデブラシオ市長から象牙市場の閉鎖を要請する書簡が今年の段階で届いております。

以上が国内情勢です。

最後に、都内の情勢について触れさせていただきます。

資料3-1では、外国人旅行者数の推移をお示ししております。ここ10年ほどで都を訪れる外国人の数は約3倍にふえ、また、ことしは東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催も控えていることから、より一層の増加が見込まれます。

国内では販売が認められている象牙製品を、こうした旅行者の方などが購入し、知らずに海外に持ち出してしまう事例もふえることが懸念されております。

資料3-2では、今後予定している市場調査の概要をお示ししております。本有識者会議で今後の都としての対策を検討するために、やはり象牙を取り扱う現場の声を把握することが必要と考えております。そのため、象牙に関する売上の規模や、現行の取引規制に対する意見などをアンケート形式で聴取し、後日の会議で提示させていただく予定です。

象牙に関する基礎資料の説明は以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換を始めさせていただきます。

ただいま御説明のありました資料についての補足や、今後、重点的に議論すべきテーマがございましたら、御提案をお願いいたします。ただ、残り時間が限られておりますため、お一人1分を目安に御発言をお願いしたいと思います。名簿の順に指名させていただきますが、特になければ、なしで結構であります。

○井田委員 私からでよろしいでしょうか。

1分で済むかどうか非常に不安なんですけど、私、92年の京都のワシントン条約の締約国会議からこれを取材していて、国の政策って、この間、社会は、今御説明あったように国際社会も大きく変わったにもかかわらず、国の政策って全く変わっていないんですね。極めて政策の意思決定が不透明だということも指摘させていただきたいと思います。

デマンドがある、産業があるというのはわかるんですけども、これを消費や産業の構造を変えていくという国際常識とか国の流れ、国際的な流れに合わせて、産業だとか消費の構造を変えていくということこそポリシーではないかと思うんですけども、残念ながら、国のポリシーというのは、そういうことをやってこなかったと。

小池知事、御存じのように、ノン・ステート・アクターというのが大きく注目されているので、ぜひ、東京都として何ができるかというのを積極既にポリシーを持って、消費の

構造であるとか産業の構造というのを変えていくというのを考えていただきたい。

2点目は、私、きょう、海外で取材した資料をお配りしまして、記事なんかを取材していきまして、コンゴであるとかボツワナとかへ行って、現場の声を聞いているんですけども、これを聞いていると、やっぱり非常に日本の評判の大きなリスクなんですね。石炭と同じで、日本がこれをやっているがために、野生生物保護でいいことをやっても聞いてもらえないという大きなリスクがあると。片方、ベネフィットというところとちょっと言葉は悪いですけど、それでどれだけの、皆さん考えていただきたいんですけど、どれだけ象牙の印鑑を使っていらっしゃるんでしょうかというのが考えていただきたいと思います。一部のステークホルダーであるとか、一部の構造のために、東京都民であるとか、国全体が、そういうレピュテーションのリスクを背負ってしまうというのも、これはフェアなことではないというふうに思います。

3点目なんですが、一番の問題は、今、市場にあるものを、これは消費者が正しいものであるか違法なものであるかを全く区別できないというのが大きな問題だと思います。それは今、このような世の中にあってはいけないことだと思うんですけども、これを小さな根付まで本当に合法なものか違法なものかというのを区別して売るとするのは、非常にコストもかかるし、技術もかかるし、手間もかかると。果たしてそこまでやるべきかというのを考えていきたいというふうに思います。

それで、すみません、長くなって。最後、進め方なんですが、NGOというのは、WWFトラフィックジャパンの方以外にもいろいろありますし、海外のNGOもありますし、私、アメリカの政府であるとか、英国政府であるとか、担当の方を知っておりますので、ぜひ、事務局の方は、そういう方の意見もこの場で聞いていただくようなプロセスを進めていただきたいと思います。

とても1分じゃなかったんですが、失礼いたしました。

○阪口座長 ありがとうございます。

続きまして、木佐委員、よろしく申し上げます。

○木佐委員 私も井田さんと一緒に、ちょっと海外経験も長いんですけども、象牙に関しては、ちょっと日本は恥ずかしい立場にいるなどは思っております。

そして、意識の高い方は、この現状を御存じだと思うんですけども、私も本当、3年ぐらい前に詳しく初めて知ったので、需要のコントロールというお話があったんですけども、そこを何かうまく国民に知っていただいて、もちろん、松田さんもおっしゃっていましたが、合法の象牙もあると思います。ですから、印鑑を新しく買うときに、私もおじいちゃんから縁起がいいわよといって象牙の印鑑をプレゼントされたりしたんですけども、選択肢として、合法の印鑑はあるけれども、でも、恐らくこの現状を国民の方が知ったら、あえて印鑑を買うときに象牙は選ばないのではないかなと私は思っておりますので、例えばちょっと簡単な安易な考えなんですけど、「イッテQ」みたいな、ああいう番組でタレントさんがアフリカに行って、もしかしたら、私たちの孫の時代には象さんがいなくなっちゃうよというようなことから、ちょっとそういうふうに意識ができれば、これから若い人はそういう選択肢をとらないのではないかなというふうに思っておりますので、

何かこの現状をとにかく、余りお勉強お勉強というより、知っていただくことによって、その選択肢をとらなくなるのではないかなというふうに思っておりますので、できることがあればと思っております。

○阪口座長 ありがとうございます。

続きまして、北村委員、よろしく願いいたします。

○北村委員 市場閉鎖というのは、一種の禁止制ですね。ストックとしてあるものも動かすなということであれば、恐らく日本国だと憲法問題になり、保障が問題になるかと思えます。そういうことで、今、とりあえずは登録制等々で規制をしているわけで、環境省のほうは、これで十分だということのようですけども、なかなかそうでもないということが実情であろうかと思えます。

種の保存法というのは、国に独占的に規制権限を与えておりまして、都道府県には、事業主体としてのコミットメントはありますけれども、規制主体としての役割を与えていないですね。そうしたときに、国だけで十分と、このGDP世界16位の東京都が考えるのかと。東京都として、助太刀というのは何なんですけれども、国をサポートするような独自の役割を演じることができないのかと。このあたりが一つのポイントであろうかと思えます。東京都が一生懸命やっても、なお無理だとすれば、それはやはり国としても次のステップに上がらないといけないような気がいたします。

そういう意味で、東京都がこういう問題意識を持たれて取り組まれるこの結果というのは、種の保存法の次のあり方を決める大きな意味を持っているのではないかな、ほかの都道府県ではできない、東京都だからこそチャレンジし得るテーマに私たちは立ち向かっているのかなと、こういう認識でおります。

○阪口座長 ありがとうございます。

続きまして、東梅委員、よろしく願いいたします。

○東梅委員 事務局の説明の中で関係の一部として認識が違っているところがありますので、一つ申し上げたいと思えます。

2-4の日本の基本的スタンスというところで、下段のほうで、「我が国の国内象牙市場は厳格に管理されている」というふうにクオートされていますけども、これは抜粋なので、東京都の御意見ということではなくて、あくまでもクオートと思っています。

そう思っておりません。違法輸出は続いております。アイソレーテッドケースではなくて、昨年も続いております。なぜことしは続かないのかという根拠がないです。そういう意味では、厳格に管理というのはできていないと思っています。

ここからは、ぜひ都知事のリーダーシップで、厳格な管理、これは厳格な管理というのは、もう一つ条件がついています。狭い例外という、何でも管理すればいいというのではなくて、本当に必要とされるものが何であり、それをどう厳格に管理するのか。これは全国でできないのだとしたら、北村先生もおっしゃっていたように、まず多くの事業者がいる東京都でこの議論を始める、それをきちっと在庫管理する、トレースをするというところ

ろで、ぜひリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

もう一つあります。グローバルシティであるという特徴、強味を生かして、ぜひ関係者に呼びかけていただきたいんです。私、追加資料で、国際的に今どんな共同、結集が始まっているかということで資料をお配りさせていただきましたけれども、ユナイテッド・フォー・ワイルドライフということで、これはイギリスの王室のケンブリッジ公・ウィリアム王子が呼びかけて、政府だけではなくて、自治体、企業、NGOも含めて、これは結集しないとできないことだし、結集するとできることだという呼びかけをしております。

一つ金融タスクフォースというのができておまして、野生生物違法取引というのは、それは犯罪集団が利益のためにやっているということで、昨年、このタスクフォースが発足いたしました。世界で38社、イギリスの大きな銀行が入っています。シティ・オブ・ロンドンも入っています。日本はゼロです。日本の金融、グローバルプレイヤーがいる東京からも1社も参加しておりません。これはぜひ根本的な、象牙に始まりですけども、象牙にとどまらない、東京都としての大きな役割があるので、こういう面で、関係する事業者への方々に、これが問題なんだと、これは都の規制だけ、それから金融機関の自主努力だけでは解決できない問題なので、この問題にどう対処できるのか、国際的な取り組みからも学びつつ、次の先の一手をぜひ一緒に打っていただければというふうに思います。

ありがとうございました。

○阪口座長 ありがとうございます。

実はもう閉会の時間になっているようなんですが、恐れ入りますが、発言のほうをできる限り簡潔にお願いできればと思います。

続きまして、中泉委員、よろしく願いいたします。

○中泉委員 先ほど、もう大体しゃべったので、2点ほど補足ですけども、印鑑のもう需要というところは、実需としては、やはり印鑑のところが一番大きいかなと思います。

ただ、木佐委員がおっしゃったように、印鑑が象牙じゃなきゃだめかということ、私は決してそうではないんじゃないかと思うんですね。なので、象牙からほかの手段にかえる普及啓発活動、また、何か新技術の開発といったところは、もう規制と同等に効果があると思うので、ぜひ、そういうことも検討していただければと思います。

または、消費者が合法か違法かを区別するということができないと。これもやっぱり大きな問題だと思います。これも規制以上に例えばラベリングをすれば、都が認証するというのもすごく効果があると思うんですね。そういったところでやっていけば、かなり具体的な政策ができるのではないかと考えております。

ぜひ今後の検討をよろしく願いいたします。

○阪口座長 ありがとうございます。

続きまして、西野委員、よろしく願いいたします。

○西野委員 私からは、皆さんがおっしゃっているところに重なる部分がありますので、簡単になりますが、やはり国際社会から見ても、日本、これだけ合法製の証明がなく、象

牙製品を売り買いができるというのは、非常に今はもう世界でも珍しいという国になってしまっているかと思しますので、さまざまいろんな課題があるというふうには私も理解しておりますので、もちろん、ぜひ実際に事業をされている方たちの声も聞きながら、議論がまずされていないというところに課題があるというふうに思っていますので、議論が活性化して、この会をきっかけに活性化して、検討が進むようになっていくといいなというふうに期待をしております。

ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、最後に松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 最後になってしまいましたけど、私は、ここにも書いてあるように、南部のアフリカは十分な個体数があると。そこでの持続可能な利用は可能であると思います。そういう意味では、この資料の中に、そもそも日本政府の象牙に関するQ&Aとかというのが入っていないのがちょっと残念ですね。そういうことも入れていただきたい。

それから、象牙の取引をなくせば、じゃあ象牙の捕獲がなくなるかという、そんなことはありません。象牙は今でも、東部アフリカでも人間に危害を加える獣害という位置づけもありますので、駆除されています。それをどう利用するかという話は、また別に存在します。そういうバランスも含めて考えていただきたいというふうに思っております。

○阪口座長 ありがとうございます。

委員の皆様から、さまざまな御提案や御意見をいただきました。御礼申し上げます。

時間の制約もあり、十分に御提案いただけなかった部分もあろうかと思いますが、ほかにもございましたら、事務局を通じて御提案いただければと思います。

ここで、次回のテーマ及び今後の進めたについて確認させていただきます。

本件は、まず議論の入り口として現行の取引規制の内容について確認することが前提になりますので、こうした観点からのプレゼンテーション、関係者の方々をお招きしてのヒアリングの機会を設けてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○阪口座長 それでは、異議なしとして、賛同いただけたものとみなします。

また、ただいまさまざま御提案いただきました件につきまして、詳細につきましては、一度、私のほうで預からせていただき、事務局と協議の上、後日、皆様にお諮りさせていただきます。

それでは、最後に小池知事からよろしくお願いいたします。

○小池知事 本日、第1回、キックオフの会議でございました。キックオフの段階から、もう非常に活発な御議論を進める、そのような空気が醸成されたかと思えます。ありがとうございます。

これからさまざまな観点からの検討を進めて、そして、最近は国という固まりを越えて、非常に都市の役割というのが大きゅうございまして、例えば昨年もG20の前にU20という会議を開きました。これは、UはUrbanで、都市でありまして、都市ごとのさまざまな共通の課題を共有して、また知見も共有していくことによって、そのソリューションを一緒に見つけていきたいと思います。世界の中のいろいろな共通の課題、都市で話し合うことも多い、そういう中で、きょうの象牙の問題につきましても浮かび上がっているテーマの一つでございます。

よって、皆様方、有識者の方々から、いろいろと御提言、議論を重ねていただくことによって、都としてのあるべき姿を求めていこうというものでございます。今後、さまざまな観点から、ヒアリングなども重ねていくことになるかと思っております。

また、私も環境大臣当時、さまざま外来生物とか、それから気候変動対策とか、国においても、なかなか省庁ごとの垣根もあったりして、なかなか解を出すのが遅くなったりして、結果的に世界へのメッセージがなかなか伝わらないというもどかしさを何度も経験いたしております。

そういう意味でも、今回、非常にテーマは限られてはいますが、国際的な関心も高いということで、皆様方の御高見を心から期待いたしております。今後ともよろしく願いいたします。

○阪口座長 ありがとうございます。

座長は余り個人的な意見は言わないほうがいいのかなとも思っていたんですが、私は地球環境ガバナンス、国際機関の研究をしておりますので、一つだけ申し上げたいと思いますが、私が書いた本の中でも、ジンバブエやボツワナの持続的な利用プログラムと、非常に高く評価しており、彼らも正しいことをしているがゆえに個体数も安定して、むしろ増加していると。

他方で、国際機関の研究者として、彼らの活動をサポートするには、ワシントン条約会議で3分の2の賛成を得て、もう一度、ワン・オフ・セールという、一度限りの象牙取引というものも認めてもらう必要もあると。これは非常に困難なことであります。日本に違法取引の市場がまだ残っている状況では、3分の2の賛成を得ることは難しいと。もし、我々、この有識者会議で特定の方向に進んで今議論を進めようとしているわけでは決してなくて、オープンマインドに議論していただくということになるわけですが、もし仮に彼らのプログラムを支えようとするならば、都として、国として、諸外国から十分な取引規制が行われているというふうな評価を得られるような体制が必要となってくる。まさしく、都でこういった議論がこれから進められるのであれば、非常にうれしいことであるかなと考えております。

個人的であります。座長として以上のようなことを申し上げたいと思います。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。

事務局にお返ししたいと思います。連絡事項をお願いいたします。

○松崎政策調整担当部長 本日の議事録につきましては、後日確認をさせていただきたいと存じます。

また、次回開催日時につきましても、追って御連絡をさせていただきたいと思います。  
以上をもちまして、第1回象牙取引規制に関する有識者会議を終了いたします。本日は  
ありがとうございました。

(了)